



議題1【取組⑨】

報道機関 各位

記者発表資料
令和3年8月26日（木）
問い合わせ先：商業振興課
課長：原田 冬彦
担当：蓮見
電話：829-1364
内線：4695

飲食店等が行う販売促進事業等に対し、補助金を支給します

コロナ禍における時短営業等により甚大な影響を受けている市内の飲食店等に対し、一定の感染症対策をしていることを条件に、店舗の活性化を支援するため、販売促進事業等の経費について、その一部を補助します。

なお、本事業は、令和3年度9月補正予算の成立をもって実施するものです。

- 1 予算額 239,964千円
- 2 実施内容 市内の飲食店等が店舗の活性化を目的に実施する販売促進事業や感染症予防対策事業に対し、その経費の一部を補助。
- 3 補助対象 中小企業で市内に事業所を有しており、かつ、事業実施時点で埼玉県実施の『彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）』の認証を受けている飲食店等。
- 4 補助金額 一事業所あたり上限5万円（補助率4分の3）
- 5 募集開始 令和3年11月中旬を予定
- 6 対象期間 令和3年11月上旬から令和4年2月上旬を予定
- 7 対象経費 ①販売促進のための経費
(例：割引キャンペーンの経費や広告費等)
②感染症対策のための経費
(例：消毒用アルコール等の消耗品やパーテーション等の備品の購入費等)